

田舎暮らし小規模民宿開業について

	町家・古民家を活用した宿泊施設	田舎暮らし小規模民宿	
		厚生労働省問題意識	左の厚生労働省問題意識に対する兵庫県意見
狙い	伝統的建造物の風情を活かした都市部等との交流促進	・伝統工芸の継承 ・空き家の活用	①伝統工芸の創作を通じた地域の文化、生活の体験による農村地域における余暇活動の促進等田舎暮らし体験の機会の提供(農家民宿の趣旨と同様) ②空き家を地域の共有資源として活用することによる都市部住民等との交流促進による地域活性化
規制緩和要望の内容	玄関帳場の設置義務の緩和	面積要件の緩和	①伝統的工芸品の製造者の簡易宿泊営業及び②市と連携して集落活性化や空き家活用に取り組むNPO法人等が、市等が策定した「集落の活性化及び空き家活用計画」に基づき行う空き家を活用した簡易宿泊営業であって市が一定の条件に適合すると認定したものについて、①及び②とも農林漁業者の農家民宿開業と同様の規制緩和の取り扱い(客室延べ床面積33㎡未満でも簡易宿泊営業施設の開設が可能)を求める。
対象施設が具体的に特定できるか	文化財保護法に基づく伝統的建造物として特定	伝統工芸の窯元に限定されるとすれば特区申請地域で60軒	伝統的工芸品の製造者については、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく国又は県の指定する伝統的工芸品の製造者として特定される。 市と連携して集落活性化や空き家活用に取り組むNPO法人等については、市等が策定する「集落の活性化及び空き家活用計画」に基づく一定の条件に適合すると市が認定するものに限定することで特定できる。
規制緩和により危惧される問題	○宿泊施設の中の衛生・防火等の安全確保 ○宿泊者以外の立入による宿泊者の安全確保	①33㎡を下回る施設の有無が不明 ②逆に既存施設の33㎡を下回る部分のみをとり出して旅館業法の許可を受け、建築基準法、消防法等の旅館を対象にした規制を逃れようとするもので、それらの法令による法益確保が困難になるおそれ ③日本中に同様の空き家は多く、規制そのものの形骸化のおそれ ④その他帳場の必置義務などが確保できないおそれ、常駐する管理者についても不明	農林漁業者の経営する農家民宿と同様の措置とすること及び条件設定により規制緩和対象が限定されることから、②③④については現に農家民宿の許可において利用者からの苦情や違反等の問題が生じていないことを考慮してもその危惧はないと考える。また、NPO法人に対する④は、市の認定条件において制限する。 ①については、以下のとおり見込んでいる。 伝統的工芸品の製造者については、例えば、丹波焼の窯元のうち16の窯元は非農家であり、旅館業を行う場合には本業でなく附加的に旅館業を営むことから33㎡以下の施設整備になると考えられる。 市と連携して集落活性化や空き家活用に取り組むNPO法人等については、管内のNPO法人のうち地域活性化を課題として活動している2、3の団体と、小学校区単位の地域コミュニティ団体(1小学校区内の自治会等で組織された任意団体)44の中で、都市住民との交流を課題としている15の団体のうち旅館業に取り組むもの(多くて5、6程度)を想定しており、これらの団体が都市住民の受け入れや地域との交流拠点として空き家を活用する場合に、宿泊もできるようにすることを想定している。
危惧を克服するための代替措置	○対象施設に該当する旨の市町村の確認 ○ビデオカメラの設置による宿泊者の出入り状況の確認 ○一棟丸ごと貸与の場合の建物の鍵の管理責任を宿泊者に確認 ○宿泊者が複数組の場合の宿泊者相互間の面識を確保 ○速やかに駆けつけることができる範囲	①警察、消防、建築基準の関係 ②代替措置は提案されていない	①農林漁業者の経営と同様の措置とすることから、農家民宿における消防法、建築基準法の同等の適用あり。 ②簡易宿泊営業施設扱いである農家民宿と同等の措置で対応。
	○対象施設が具体的に限定 ○規制緩和による懸念に対応する代替措置 ↓ 条件が確保できるので全国展開	○対象施設の類型が必ずしも特定できない ○規制緩和の代替措置が不明	○伝統的工芸品の製造者が行う場合又はNPO法人等が一定の条件に合致して行う場合に限定する。 ○先行事案の農家民宿を基本としており支障なし。 ↓ 同様の条件で全国展開可能

1 農家民宿等の開業に係る規制の状況

区 分	農林漁業者(農家民宿)		非農林漁業者(体験民宿)	
	客室33㎡未満	客室33㎡以上	客室33㎡未満	客室33㎡以上
旅館業法 (簡易宿所)	開設 要許可	開設 要許可	開設 不可	開設 要許可
県条例構造設備基準 (共同便所設置数)	客室定員4人に付 1個	客室定員15人以下 4個以上	—	客室定員15人以下 4個以上
食品衛生法				
食事を提供	要許可	要許可	—	要許可
県条例構造設備基準 (調理室)	他の施設と区画されてい れば営業用と家庭用の共 用可	他の施設と区画されてい れば営業用と家庭用の共 用可	—	他の施設と区画されてい れば営業用と家庭用の共 用可
宿泊者が自炊体験による 飲食	許可不要	許可不要	—	許可不要
建築基準法	住宅基準で可 (外部に 容易に避難できる等、避 難上支障がないものは建 築基準法の旅館としての 対応不要)	旅館に該当 100㎡以上は確認申請が 必要	—	旅館に該当 100㎡以上は確認申請が 必要
消防法	適用(特例基準) (消防署長の判断により、 誘導灯等を設置しないこ とが可能)	適用(特例基準) (消防署長の判断により、 誘導灯等を設置しないこ とが可能)	—	適用(誘導灯等の設置が 必要)

2 農家民宿等の運営に係る規制の状況

区 分	農林漁業者(農家民宿)		非農林漁業者(体験民宿)	
	客室33㎡未満	客室33㎡以上	客室33㎡未満	客室33㎡以上
道路運送法 (宿泊サービスとしての送迎輸 送)	可能	可能	—	可能
旅行業法 (体験ツアー等の販売・広告)	可能	可能	—	可能